

都市計画審議会について

● 都市計画審議会とは

都市計画は、都市の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点も必要となります。そのため、都市計画法では、学識経験者や住民等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議することとしています。（都市計画法第77条の2）

● 都市計画審議会の役割

- ①市決定の都市計画に関する調査審議
- ②県決定の都市計画へ提出する市の意見に関する調査審議
- ③市が策定する行政計画等の調査審議
- ④都市計画に関する関係行政機関への建議

● 都市計画審議会の特徴

- ①市民参画のまちづくりを实践するため、住民委員を一般公募
- ②情報公開の推進を踏まえ、原則公開で開催

東温市都市計画審議会の構成

